

# 国民健康保険税算出例

## 例1 次の3人世帯の場合

	続柄	生年月日	所得
Aさん	世帯主	昭和43年5月3日生	500万円 (給与所得)
Bさん	妻	昭和45年10月15日生	なし
Cさん	子	平成10年9月23日生	なし
国民健康保険税 算定基礎額			457万円 = 500万円 - 43万円

均等割額と所得割額を合計した後に、100円未満の端数を切り捨てます。

				(100円未満切捨)	
医療分	均等割額	3人 × 27,600円 =	82,800円	322,725円	医療分 計
	所得割額	4,570,000円 ×	5.25% = 239,925円		322,700円
支援分	均等割額	3人 × 9,800円 =	29,400円	115,316円	支援分 計
	所得割額	4,570,000円 ×	1.88% = 85,916円		115,300円
介護分	均等割額	2人 × 11,400円 =	22,800円	98,662円	介護分 計
	所得割額	4,570,000円 ×	1.66% = 75,862円		98,600円
					<b>令和4年度の国民健康保険税 536,600円</b>

## 例2 例1の世帯のAさんが解雇等で離職し、軽減申告をした場合

	続柄	生年月日	所得
Aさん	世帯主	昭和43年5月3日生	500万円 (給与所得)
Bさん	妻	昭和45年10月15日生	なし
Cさん	子	平成10年9月23日生	なし
国民健康保険税 算定基礎額			457万円 = 500万円 - 43万円
給与所得のみなので、軽減申告により給与所得を30/100とし、その所得額は150万円。			
軽減申告後の算定基礎額			107万円 = 150万円 - 43万円

3人世帯の場合、世帯の合計所得額が199万円(43万円+52万円×3人+10万円×(給与所得者等の数-1))以下であると、均等割額が2割軽減となります。  
この世帯については、非自発的失業の減額と均等割額が2割減額されます(詳細については、調布市ホームページ「令和4年度国民健康保険税の計算、軽減・減免」の【国民健康保険税の軽減、減免等】をご覧ください)。

				(100円未満切捨)	
医療分	均等割額	3人 × 22,080円 =	66,240円	122,415円	医療分 計
	所得割額	1,070,000円 ×	5.25% = 56,175円		122,400円
支援分	均等割額	3人 × 7,840円 =	23,520円	43,636円	支援分 計
	所得割額	1,070,000円 ×	1.88% = 20,116円		43,600円
介護分	均等割額	2人 × 9,120円 =	18,240円	36,002円	介護分 計
	所得割額	1,070,000円 ×	1.66% = 17,762円		36,000円
					<b>令和4年度の国民健康保険税 202,000円</b>